

長野県における治療と仕事の両立支援に関する調査結果概要

令和2年6月

長野産業保健総合支援センター

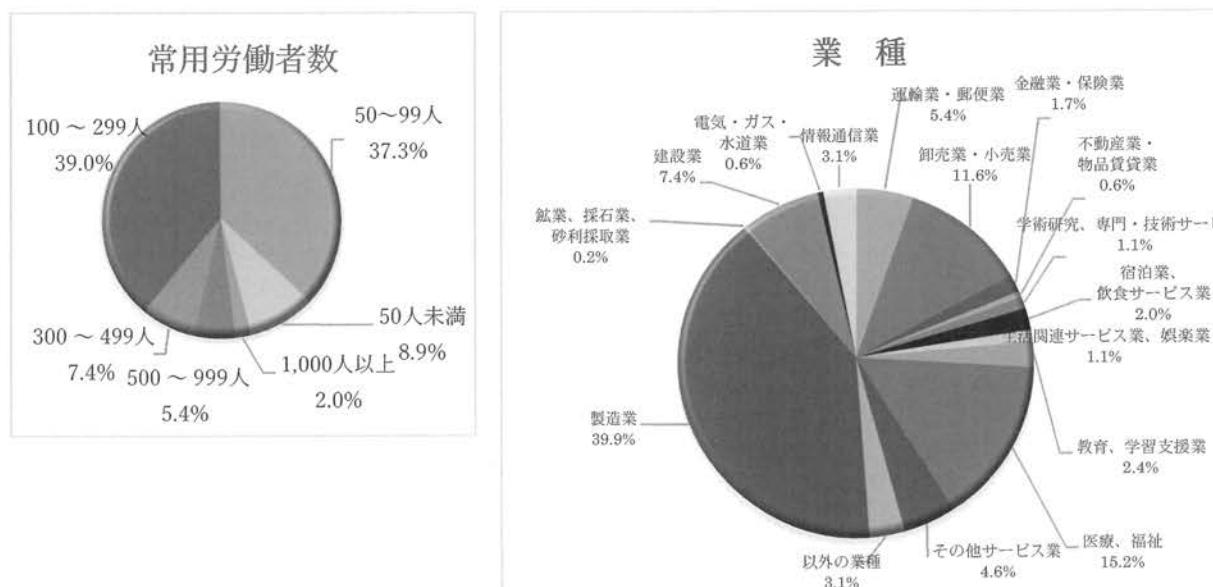
1 調査の概要

- (1) 調査対象 常用労働者50人以上を雇用する県内企業、1,343社（無作為抽出）
- (2) 調査方法 配布は郵送、回収は郵送・ファックス・メール添付・WEB
- (3) 調査期日 令和元年10月1日現在（回答期日：令和元年10月1日から11月29日）
- (4) 回答状況 回答企業数541社、回答率40.3%
- (5) 留意事項 調査対象企業は常用労働者数50人以上企業としたが、調査時点で50人未満となっている企業の回答も集計対象としている。

2 調査結果の概要

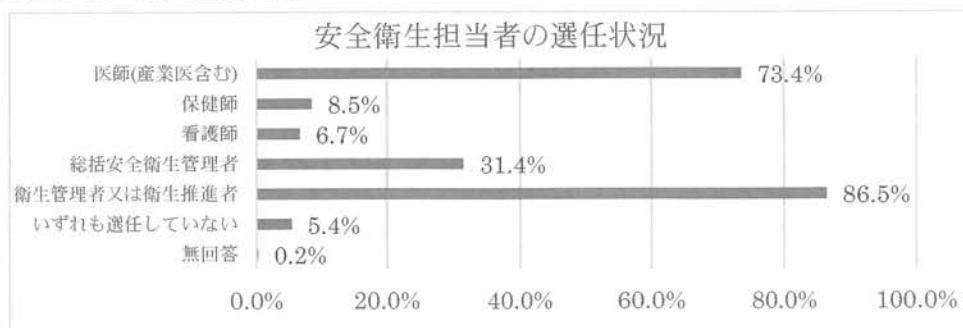
【1 事業場に関する事項】

(1) 常用労働者数・業種による区分



(2) 安全衛生担当者の選任状況

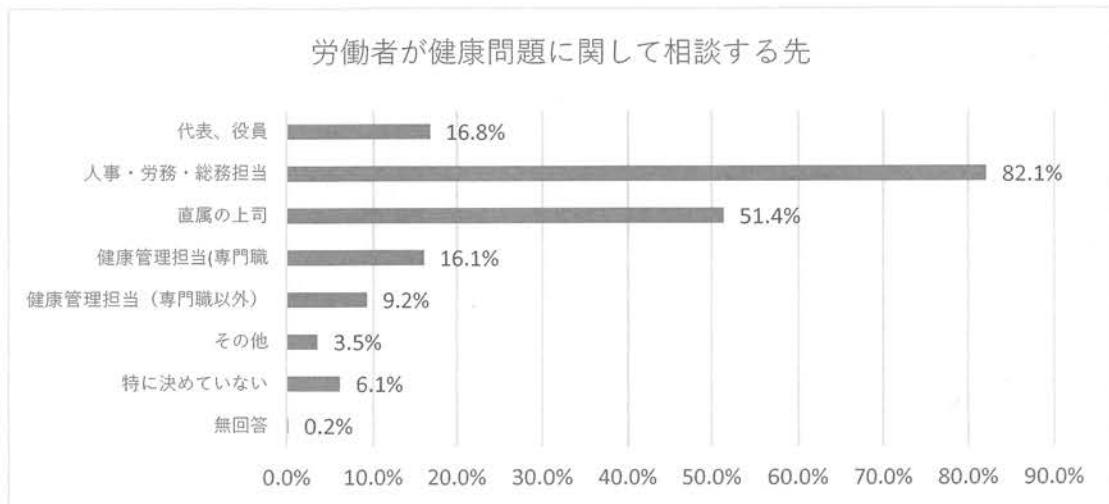
「衛生管理者又は衛生推進者」を選任している企業は86.5%、「医師(産業医を含む)」を選任している企業は73.4%、「保健師」8.5%、「看護師」6.7%、「総括安全衛生管理者」31.4%、となっている。(複数回答)



(3) 労働者が健康問題に関して相談する先

健康問題の相談先は「人事・労務・総務担当者」が80%を超え、「直属の上司」は約51%。

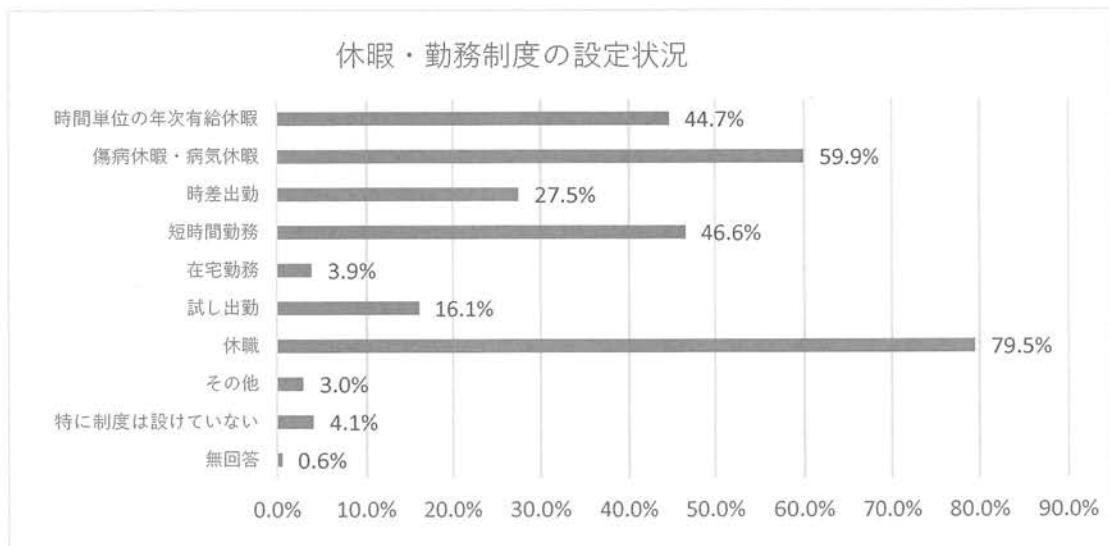
企業が設定している相談先として最も多いのは、「人事・労務・総務担当者」であり82.1%と飛び抜けて多い。以下、「直属の上司」51.4%、「代表・役員」16.8%、「専門職の健康管理担当」16.1%、「専門職以外の健康管理担当」9.2%となっている。(複数回答)



(4) 休暇・勤務制度の設定状況

「休職」制度は約80%において制度化、「短時間勤務」制度、「時間単位の年次有給休暇」制度は50%に達していない。

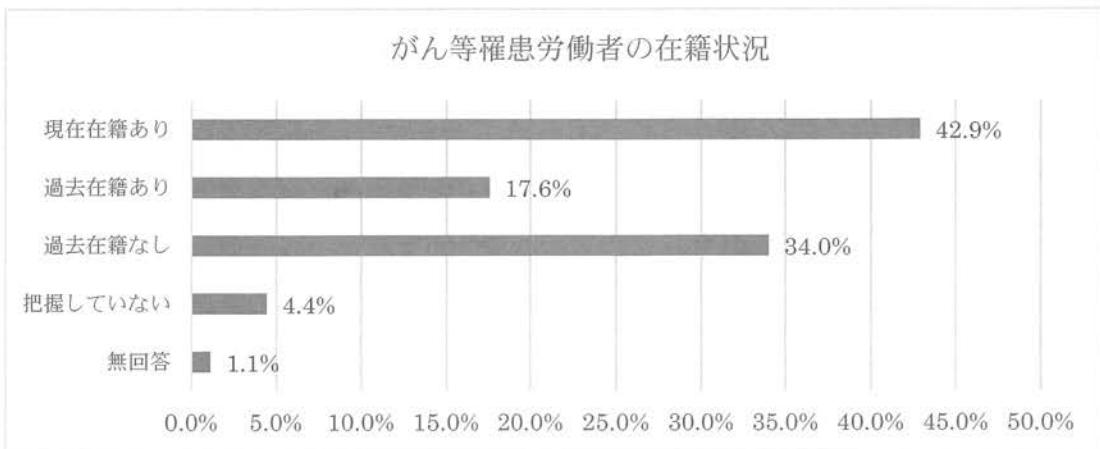
「傷病休暇・病気休暇」制度は、約60%において制度化がされている。(複数回答)



(5) がん等罹患労働者の在籍状況

がん等罹患労働者が在籍している企業は約43%。(過去在籍を含めると約60%)

がん等の反復・継続して治療が必要な疾病に罹患している労働者について、令和元年10月1日時点で「現在在籍あり」とする企業は42.9%で、「過去在籍なし」は34.0%となっている。



※「現在在籍あり」と「過去在籍あり」が重複している場合は「現在在籍あり」で集計した。

※「過去在籍あり」は（罹患後一定期間在籍）と（罹患後直ぐ離職）の2区分の設問をしたが、重複の場合は、「過去在籍あり」1件として集計した。

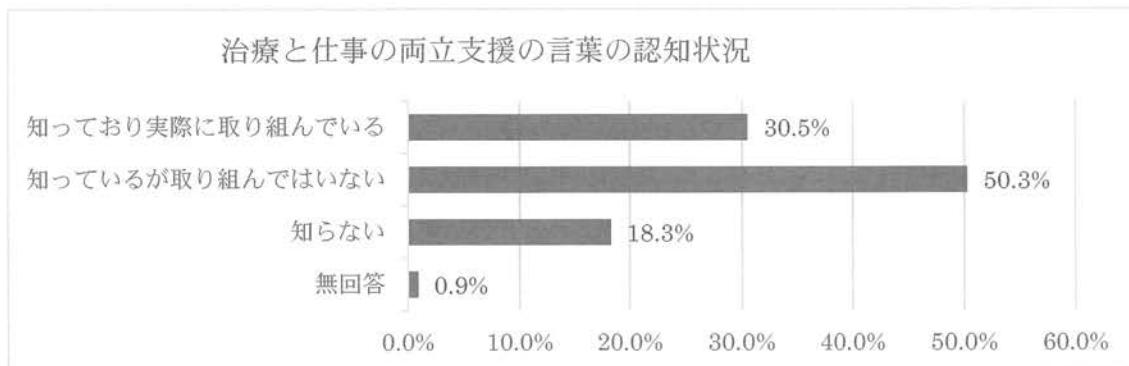
【II 治療と仕事の両立支援について】

(1) 治療と仕事の両立支援の言葉の認知状況

言葉の認知度は80%を超えており、実際に取り組んでいる企業は約30%にとどまり、更なる周知の必要性がある。

「治療と仕事の両立支援」という言葉を「知っており実際に取り組んでいる」とした企業は30.5%、「知っているが取り組んではいない」が50.3%、「知らない」が18.3%となっている。

両立支援という言葉の認知度は80%以上であるが、「実際に取り組んでいる」企業割合は30%程度である。「知らない」「無回答」を合わせると約20%あり、また前問で、がん等疾患労働者の在籍割合（過去在籍含む）が約60%あるものの、実際に取り組んでいる企業は約30%であることを考えると、更なる周知・啓発の必要性を示唆している。

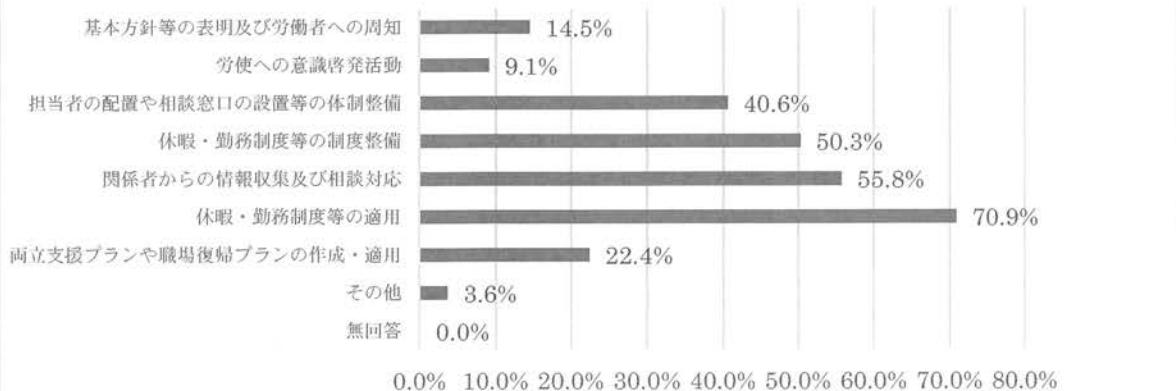


(2) 治療と仕事の両立支援の取組み状況

両立支援の取組みの表明や労働者への周知、意識啓発活動は比較的低調。(対象企業数165社)

「休暇・勤務制度等の制度適用」、「関係者からの情報収集及び相談対応」、「休暇・勤務制度等の制度整備」、が50%を超えているものの、「基本方針等の表明及び労働者への周知」、「労使への意識啓発活動」の取組みは低調であることが伺える。(複数回答)

治療と仕事の両立支援の取組状況



(3) 治療と仕事の両立支援のメリット

全ての企業は、両立支援に取り組むメリットを認めている。(対象企業数 165 社)

治療と仕事の両立支援に取り組む事の経営上のメリットは、「人材の確保・定着」、「労働者の健康確保」が 80% を超え、「メリットがない又は負担に比べてメリットが小さい」とする企業はなく、全ての企業においてメリットを認めている。(複数回答)

治療と仕事の両立支援のメリット

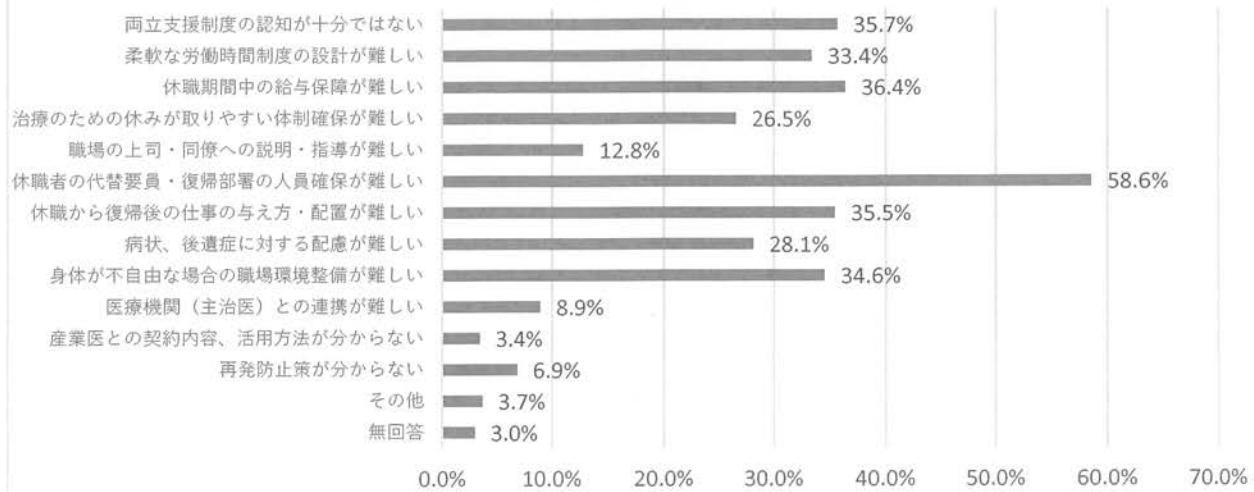


(4) 治療と仕事の両立支援の取組み上の問題

「休職者の代替要員・復帰部署の人員確保が難しい」が突出している。(対象企業数 437 社)

「休職者の代替要員・復帰部署の人員確保が難しい」が 58.6 % と突出しており、「休職期間中の給与保証が難しい」、「両立支援制度の認知が十分ではない」、「休職から復帰後の仕事の考え方・配置が難しい」、「体が不自由な場合環境整備が難しい」、「柔軟な労働時間制度の設計が難しい」の 5 項目が 30% 台となっている。以下、「病状、後遺症に対する配慮が難しい」、「治療のための休みが取りやすい体制確保が難しい」が 20% 台、などとなっている。(複数回答)

治療と仕事の両立支援の取組み上の問題



5 治療と仕事の両立支援サポート機関の認知状況

「全て知らない」とする企業は約 17%。(対象企業数 437 社)

「産業保健総合支援センター」61.1%、「ハローワーク」49.4%、「障害者職業センター」26.5%、「病院に設置されている出張相談窓口」8.7%「その他」3.4%となっており、「全て知らない」とする企業も 16.7%あり、更なる周知が必要である。(複数回答)

治療と仕事の両立支援サポート機関の認知状況

